

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>次木杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字並塚一六八番地 先から同郡同町大字並塚一六八番地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年五月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年五月二十九日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第八号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 一六・八〇メートル</p>	<p>備考</p>